

# 知られざる長和庄地頭 (寄稿)

小林 定 市

一昨年夏、福山城古文書館で浜本鶴資が書写した「芸備諸家系図算録」の「田総長井系図」を閲覧していると、現在迄知られていない左記文書が記されていた。

## 『忌宮神社文書』

長門国二宮社造事、任延慶之例、相催一國中地頭御家人等、可終其功之由、被仰厚東入道之処末道行云々、年限延引之条、神慮難測之上、早守前々支配之旨、嚴密可被致其沙汰之状、依仰執達如伴、

貞和五年六月九日 (高師直)  
武蔵守 (花押)

長井縫殿頭 (重継) 殿

忌宮神社は山口県下関市長府に鎮座し、別称として、二宮神社、豊浦宮と呼ばれている。

系図や寺社の縁起、武将の感状等は比較的偽物を作りやすいものとされ、高師直の施行状が偽文書でなければ、「広島県史」の古代中世資料編Ⅴ 県外編、又は「関関録」の社寺編忌宮文書の何れかに収録されている筈

と、調べたが両書共に記載されておらず、忌宮神社に行けば原文書の手掛りが得られるのではないかと思ひ、忌宮神社で神主に高師直の書状について問合せたが書状についての解答は得られなかった。

また忌宮神社から出版されている古文書集にも記載されておらず、続いて長府図書館と長府博物館にも問合せたが両館共に不明で、下関市では文書の確認ができなかった。しかし、幸いなことに「大日本史料」に収録されていたので真文書であることが判明する。

忌宮神社の由来は、社伝によると、仲哀天皇が熊襲平定のため豊浦宮を興して七ヶ年間政務を執った旧跡とされ、後に神功皇后を祀り忌宮と称し、更に応神天皇をも祀り豊明社とし、後この三社は忌宮をもって代表的に呼ばれるようになる。同社は、延慶二年(一三〇九)に火災を起し幕府は同年四月、御教書を下して造営を進め、更に同年十一月にも御教書を下して、長門国中に段別米・銭をかけて造営をするように守護に命じている。

中世忌宮神社は武士の厚い崇敬を受ける、足利幕府と神社の関係は深く、建武四年(一三三七)十一月足利尊氏は当社に参詣、前年二月九州

に敗走した尊氏がこの神社に参詣した後、再び京都奪還に成功したことで、二首の法楽和歌を奉納。

この御代ハにしの海よりおさまりて

よもにはあらし波風もなし

いにしへの二のたまの光こそ

くもらぬ神のころなりけり

建武四年十一月十五日

権大納言源朝臣尊氏（花押）

その後、康永三年（一三四四）十二月足利直義と斯波高経の二人が、

建武三年に参詣し神の助力を得たことを感謝して二首宛奉納。斯波高経

は建武三年の長門国、国大将である。

神かきと八重のしほ地をへたつれと

ころつくしにいまもわすれぬ

いにしへハ人の国までなひきさる

神のめくみも今にしらるゝ

康永三年十二月十五日

従三位行左兵衛督兼相模守源朝臣直義（花押）

日のもと七のみちもおさまりぬ

三國なひかす神のまもり

いはし清なかれのすゑとおもふにも

この神かきを猶あふくかれ

康永三年十二月十五日

従四位下修理大夫源朝臣高経（花押）

貞和五年（一三四九）九月、実父尊氏から討手をさしむけられて、頼

より九州に敗走した直冬が、勢力を挽回し中国地方を掌握、諸国の静謐

を祈り、祈願和歌を奉納。

かはりつる世々をおもへハこの神は

心つくしのちをまふりき

いにしへにかはらぬ神のちかひならば

人の国までおさめさらめや

貞和七年六月一日

正五位下行左兵衛佐源朝臣直冬（花押）

足利幕府は国家の威信を誇示するためか、諸国一・二宮の振興と安国

寺、利生塔の建立を推進する。

『忌宮神社文書』

長門国二宮社大官司国道申当社造営事、早守延慶支配之例、相権国中地

頭御家人等、可造畢之由、急度觸遣訖、急速致沙汰、可終其功之状如件

暦応五年四月廿三日 直義（花押）

厚東太郎入道殿

暦応五年（一三四二）足利直義は、長門守護厚東武実に命じて、地頭

御家人等を催促させて、忌宮造営を下命する。

続いて翌康永二年（一三四三）十一月には、『忌宮神社文書』によると、

高師直が厚東太郎に宛てた書状によると、元弘以降忌宮神社は軍陣とな

って穢けがれたので、長門国中の地頭・御家人を催促して社殿を新造し、一

日も早くその功を終えるように命じている。

厚東氏は合戦等で延引執行しなかったので、六年後の貞和五年に、備後の地頭である長井重継(推定年齢六十才前)に施行状が出された。

厚東武実 は長門国では名将の誉れが高く、鎌倉時代の末期から、南北朝初期にかけて活躍する。鎌倉時代末の長門国は長門探題北条時直の支配下にあり、時直は元弘三年(一一三三)閏二月、大内・厚東等の防長の将士を従えて上洛中、備後の海上で村上水軍に妨げられて果せなかった。其の後、武実 は探題軍から反探題軍に転じ、探題館を攻めたので、北条時直は支えることができず館を捨て、出奔する。建武の新政が発足すると、武実 は戦功によって長門の守護に任命される。

建武三年(一一三六)正月足利尊氏は京都で大敗し、大内長弘と厚東武実の率いる兵船二百余艘で、兵庫より海路九州に下る。

多々良浜の戦いで菊地武敏を破り、四月に再び長府に入り、上洛の計画を練りながら二十日を過し東上、同年五月二十五日に漆川で、楠木正成を破り翌月入京する。

以後武実 は足利氏に従って各地を転戦、貞和三年(一一三四七)の暮から翌年の四月にかけて、武実 は河内国の東条から四条畷に転戦中、病にかかり、貞和四年十一月九日京都で没す。守護職は武実 から子息の武村に同年の四月に譲る、守護職を受け継いだ武村は尊氏方に属し北朝方と共に行動した。

蒙古襲来以後の、建治元年(一一七五)から延慶三年(一一三〇)の間に、幕府は守護に命じて管内の寺社に、異国降伏の祈禱を数回行は

せている。また、延慶二年二月に、幕府は寺社修理を命じている。

鎌倉時代以降、管内の寺社は守護を中心として祭祀や修理が行われ、貞和五年の忌官神社造営下命は、従来の例では当然新守護厚東武村が任命されるべきで、守護・守護代でもない遠国、備後の地頭(田総庄・長和庄東方・小童保・石成庄)長井重継が神社造営を命ぜられただけの文書に見えるが、高師直には別の狙いがあったものと推定する。

幕府の内部において、直義派・師直派が康永元年(一一三二)のころから形成され、貞和四年正月四条畷の激戦で高師直・師泰軍が楠木正行軍に勝、師直の聲望が上がり、直義と師直の対立が決定的なものとなる。政敵、足利直義の養子直冬は二ヶ月前の貞和五年四月に、長門探題として中国地方八ヶ国の成敗権をもって、鞆に來住していた。この直冬追落の布石として打った手であろうと考えられる。

鞆の備後守護所の隣接地である、長和庄東方(福山市田尻町、箕島町、水呑町の大部分)へ備後の地頭御家人を集め、鞆の直冬へ圧力をかけ、たとえ直冬が長門方面に逃れたとしても、重継等を中心として忌官神社造営の名目で長門迄の追撃を考えての深謀遠略が、尊氏・師直の頭に描かれていたのではなからうか。

同年閏六月、直義は尊氏に迫って、師直の執事職を罷免させる。直義の中傷で執事職を、高師泰の子師世に譲られた師直は、河内国に出陣していた師泰に帰洛を命じる。直義も対策を樹て、いて、高師直・師泰の討伐を想定し、直冬を鞆に駐留させ上洛させる手筈であった。しかし、師直は赤松則村に播摩を固めさせたので直冬の上洛は阻止された。

同年八月、師直は五万余騎の軍事力を背景に、直義の地位を尊氏の息義詮（直冬弟）に譲らず、翌九月義詮の身の安全を計るため、尊氏方の杉原又四郎が直冬を攻撃すると、直冬は河尻幸俊の船で肥後へ逃れる。

其の後、河尻と詫磨宗直（大友能直の支族）は直冬を奉じて宇都宮氏と戦う。同年十一月、直冬は詫磨宗直を筑後守護職に任じ、次いで河尻幸俊にも肥前守護職を与えている。翌観応元年（一三五〇）五月、安芸の吉川氏、石見の三隅氏が直冬党として挙兵し、直冬党は九州から中国筋にかけて一大勢力にと発展して、幕府も放置できなくなり、翌六月、高師泰の派遣となり、師泰は院宣と錦幡を用意して石見に下向する。

### 『詫磨文書』

下、詫磨別当宗直

播摩国五ヶ庄、赤松入道跡、遠江国浜松庄、越後守跡（高師泰）、長井縫殿頭跡所領等事、

右、為勲功之賞所宛行也、早守先例、可令領掌之状如件、

貞和六年八月晦日

（直冬）（花押）

直冬を最も苦しめた、赤松氏・高師泰・長井重継に対して、直冬は所領刺奪の挙に出たのであるが、果して詫磨宗直は所領を支配することができたのであろうか以後のことは不明である。

長和庄について、従来の定説は下地中分の結果、現在地頭分と呼ばれる西南半分が地頭の支配地で福山湾岸沿いが悲田院の支配地とされてき

た。

地頭分村の村名が付けられるのは、福島正則の慶長検地である。しかし、検地が実施された七十年以前の享祿三年（一五三〇）に熊野町の、一乗山城主である渡辺城中守兼が書残した『渡辺先祖覚書』によると、初代渡辺信濃守高の項に、「庄主ハ六・七年之間毎年被下くだら（京都と長和庄を往復）其後、長和寺家（悲田院）分、五拾貫之請定に悲田院衆より後にんを申うけ高に被出候」「高に男子二人あり、一人は長和福成寺（地頭分村）の奈（名はカ）や三谷腹之由申伝候也」、三代目、渡辺信濃守家の項に「然共、国留分、同上下市村宇山、長和寺家半済（守護管理地、幕府が庄園の年貢の半分を武士に与えた）何連れも放れ、寺家の内、田中名（地頭分村）と申先地故に」と、今迄の説とは全く正反対の地頭分村のあたりは悲田院（寺家半済地）の領所で渡辺氏の代官地であったと書残している。

長和庄では、鎌倉時代の終頃、下地中分（庄園の領家・地頭の争を土地の折半で解決する）の結果、半分が悲田院の支配地となり、残りの半分が地頭の支配地となるが、地頭職は更に分割されて、東方地頭職と西方地頭職に分割される。地頭職は庄園の東方と西方の角に地頭職が存在したのではなく、悲田院支配地を除外した地頭職に対し東方と西方を名付けたもので、南都北嶺とか六波羅南北探堤でもわかるように対象となる二地点に対して、当時は東西とか南北の呼称が付けられる。

一例を挙げると、慶長検地で沼隈郡に東村（福山市東村町）が誕生するが、東村の位置は沼隈郡の東部でなく、逆方向の北西部に位置し、隣村

には西村があつて、東西と対象村名が付けられている。

南北朝戦乱期となり、軍費調達のために、応安(一三六八)半済令が発せられ、長和庄でも寺家支配地の下地(土地)の半分が武家に与えられ、以後悲田院の支配地は庄園全域の四分の一に減少、残った四分の一の寺家分を渡辺信濃守高が五十貫で請負っている。

以上のことから、應永十九年(一四一二)の頃には悲田院の支配が終り長和庄全域は武家の支配地と化していた。

寺家と半済地が瀬戸町(旧長和村・山北村・地頭分村)のあたりとすると、村高と地形の関係から地頭の支配地は、福山灣岸の海沿の地となり、田総長井氏の東方地頭職の地域は、田尻町・箕島町・水呑町の大部分と考えられ、福原長井氏の西方(北方とも書く)地頭職の地域は、水呑町の小水呑以北・草戸町・西神島町・佐波町が考えられる。

長井氏は、大江広元の二男である長井時広の子孫と諸書に記されてきたのであるが、大江広元が没した翌年の、嘉禄二年(一二二六)八月三日の『明月記』には「心寂房来談、日来風聞事委談之、長井入道広元子時広、執智侍従氏道(従四位下中将、藤原氏道)云々、後聞、又説忠行(従二位兵部卿内蔵頭、藤原忠行)卿次男侍従云々、」心寂房は藤原定家の家によく出入しては、四方山話をしていたようで、時広は藤原氏出身であった伝え聞いたと記している。

田総氏は、長井縫殿頭重継の祖父である田総重広(時広の孫)が田総庄に入部、田総氏を名乗ったとの説があるが、重広が当主の時代と考えられる。嘉元三年(一三〇五)の『田総文書』田総庄和与状には、「地

頭代重宗」と長井氏は在地せず、代官による管領であった。また、史料の残る備後国信敷庄・美濃国茜部庄・美濃国遠山庄の三ヶ庄は何れも代官を現地に残して在地支配をしている。

長井氏は京都四条烏丸の簀屋の守護人を勤めているが、守護人は京都の御家人で組織されていた。

変った史料に京都と鎌倉の死者を記録した、『常楽記』があり、長井氏一族は、元應二年(一二一九)から貞和四年(一三四八)の三十年間に、十二名記されているが、以後長井氏は全く記されなくなる。長井氏は南北朝時代になると住みにくくなった京都と、鎌倉を離れて地方の庄園に移ったようである。

大江広元と長井時広が公家の出身であることから、長井氏は京都と鎌倉に住まいしていて、国衛領、庄園を侵略する御家人とならず、文官的能史だったようである。

建武三年(一三三六)四月、足利尊氏が攻上った時、長井重継は尊氏方(北朝)に属し行動を共にしたようである。しかし長井一族のほとんどは、南朝に加担したようで、延元元年(一三三六)四月の『建武年間記』武者所結番によると、楠木正成・名和長年・新田貞義(義貞カ)等総員六十三名の中に、長井因幡守貞恭・長井掃部助貞匡・長井右近大夫将監高広・長井大膳権大夫広秀・長井前治郎少輔頼秀(長和庄西方地頭)の五名の名前があり、翌五月、湊川の戦いで楠木正成は敗死、新田軍は敗走、後醍醐天皇は坂本に遷行、扈從者に長井氏の名は見当らない。

康永三年(一三四五)三月『結城文書』によると、幕府の引付結番に、

長井出羽守（頼秀の子息貞頼、長和庄西方地頭）長井縫殿頭（重繼）長井治郎少輔（頼秀）が任命されている長井重繼は並地頭でなく、有能で実力を兼ね備えた地頭であったようである。

古文書よりも確かな史料に遺跡があり、草戸町の常福寺（現在の明王院）の本堂には「元應三年（一一三二）三月十四日、沙門頼秀」の墨書があり、貞和四年十二月の五重塔の相輪伏鉢陰刻銘に「住持沙門頼秀」と彫込まれた地頭頼秀の名前が二国宝に残されている。

長和庄西方地頭長井頼秀について、一番の問題は常福寺の関係であるが、江戸時代に創作されたものと推定される寺縁起や、元和七年（一六六二）の疑問の多い本堂の棟札が、参考史料とされたためか究明は進んでいない。

明暦元年（一六五五）の頃、常福寺と明王院が合併する、常福寺十七世舜意は地頭分村の福成寺の住僧となり、合併後の明王院の住僧には、新しく宥仙十八世が住僧となる。以後、年月は移り、住僧勝剛二十七世は、嘉永三年（一八五〇）に没している。宥仙から勝剛迄の延年数は、一九五五年で、住僧一世当りの平均年数は、一九・五年になる。

寺伝の開創とする大同二年（八〇七）から明暦元年迄の延年数は八五〇年で、住僧一世当りの在任職年数五十年と常識で考えられない年数となる。江戸時代の平均年数である一九・五年で、十七世溯ると開創は元亨三年（一一三三）となり、本堂墨書の元應三年（一一三二）と略一致することは、本堂を建立した時が、常福寺開創の年として誤らないものと推定する。

従来『毛利家文書』の一三七〇・一三七一号文書の関東御教書に記されている、長井出羽左近大夫将監入道が頼秀である、とされてきたのであるが、『建武年間記』は頼秀を治郎少輔と記していることから、左近大夫将監は頼秀とは別人で、頼秀の父親かと推測する。

『尊卑分脈』の大部分の系図は高く評価されて当然であるが、大江系図の長井氏は誤が多く、信頼性の低い史料で下記のような誤がある。

一、長井時広を関東評定衆としているが、時広は評定衆に任命されていない。『群書類従』四十九、関東評定衆伝。

二、長井因幡守貞泰は、関東評定衆長井時秀の孫であるが、備後守護長井頼重の曾孫と書かれている。『遠山文書』（足利直義神判下知状写）

三、花園天皇の『花園宸記』によると、元弘元年（一一三三）十一月二十六日、幕府の使者として長井右馬助高冬が入洛する。後、高冬は後醍醐天皇の隠岐島配流を実行させているが、系図に見当たらない。

四、『常楽記』に、長井氏の死者十二名中、系図と名前が一致する者は僅か三名で、七割五分の人が記されていない。

頼秀の子孫である福原対馬が、享保十年（一七二五）の頃に書いた『閩閩録』八ノ二先祖書には頼秀について

「頼秀、左近将監、因幡守、出羽弾正藏人、

出羽前司、法名道可

元徳元年八月十一日死、六十三歳」

と記しているが、左近将監、因幡守、出羽守の確證は無く、出羽弾正藏人は子息貞頼が名乗った受領名である。法名道可は頼秀であり、頼秀は元

徳元年八月死としているが、同年十二月に頼秀は、「毛利家文書」一三七二号文書に讓状を書いているし、貞和四年に五重塔への陰刻名が残されていることは頼秀が生きていた証で、元徳元年八月死は誤である。

保延三年（一一三七）鳥羽上皇によって安楽寿院が創建される。足利尊氏の先祖、源義家の孫である足利義康が、足利氏の本領下野国足利庄を安楽寿院へ寄進し、足利氏は足利庄の預所職を相伝している。

その後、安楽寿院領は八条院（鳥羽天皇第三王女）の知行となり、以後八条院御領は皇室領として伝領され、延慶元年（一一三〇）閏八月に、尊治親王（後醍醐天皇）に譲られている。

このように、天皇家と足利氏とは、所領を通じて古くから結びついていて、元弘三年（一一三三）五月、鎌倉幕府の命を受け西上した足利高氏（尊氏）は、幕府に背き後醍醐天皇の官軍に味方をする。

延元四年（一一三九）八月、後醍醐天皇が吉野の宮で崩じられると、尊氏は、天皇の菩提を弔うため天龍寺を創建する。

長和庄は、安楽寿院の末寺である興善院へ、藤原惟方と民部郷三位局（藤原季成の妻で惟方の姉、以仁王の祖母）等が仁平元年（一一五一）に寄進した庄園で、八条院御領として伝領され、足利庄と同様に、後醍醐天皇の所領であった。

地頭長井氏の先祖、大江広元は藤原光能の子であり、また、娘婿の長井時広も藤原氏の出身として誤りないようで、庄園を通して、天皇家と公家の後裔長井氏の関係は続いていたようである。

当時、幕府は守護を通じて、安国寺・利生塔の建立していた時に、一

地頭の方で塔婆（利生塔と同、五重塔）を完成させた頼秀の頭を何が去来していたのであろうか。

元弘三年（一一三三）五月、足利尊氏の六波羅攻めに、京都守備配置に付いていた長井氏が、主家北条氏を裏切り攻撃軍に参陣し、続いて、建武三年（一一三六）南朝方に与しながら、後醍醐天皇を輔弼して最後迄行動しなかったこと等々、元弘以来の戦没者、後醍醐天皇と北条一族の遺霊を供養する大きな目的と、文字にして後世に残すことのできない秘密がかくされていたとも思はれる。

幸いにして草戸千軒の関係で、長和庄の究明も進められ、我々地元民も、長井氏の史料を冷静に検討して誤りのない歴史を後世に伝えてゆきたいものである。